

保健医療大学の「機能強化の基本方針」

(1) 定員増や新専攻、附属機関の設置など、教育内容等を充実強化

- ① 現在、1学年当たり80名となっている看護学科の定員について、100名へ増員、あわせて、3年次編入学枠（1学年当たり10名）の廃止。なお、今後の少子化の推移や看護職員不足の見通し、県内の養成状況（定員充足率等）、実習施設の確保策等を十分に考慮する。
- ② 新たに、言語聴覚士養成課程を設置。
- ③ 学部教育において、多職種連携教育やデジタル教育、国際化への対応など、特色ある教育の強化を図る。

	現状			機能強化後		
健康科学部	入学定員	編入	収容定員	入学定員	編入	収容定員
看護学科	80	10	340	100	0	400
栄養学科	25		100	25		100
歯科衛生学科	25		100	25		100
リハビリテーション学科（PT専攻）	25		100	25		100
リハビリテーション学科（OT専攻）	25		100	25		100
リハビリテーション学科（ST専攻）				25		100

※PT：理学療法士、OT：作業療法士、ST：言語聴覚士

1

保健医療大学の「機能強化の基本方針」

- ④ 大学の附属機関として、デジタル教育等を推進する「デジタルヘルスサイエンスセンター」、シンクタンク機能を強化する「ヘルスイノベーションリサーチセンター」、保健医療従事者の資質向上を推進する「スキルアップ教育支援センター」を設置。

※センターの名称は仮称

□ デジタルヘルスサイエンスセンター

数理・データサイエンス・AI教育プログラム教育を行うとともに、学内の情報基盤の管理運用等を担う。

□ ヘルスイノベーションリサーチセンター(健康政策研究所(シンクタンク))

学内外の研究活動の推進、産官学連携・地域連携の推進、研究成果の情報発信等を行う。

□ スキルアップ教育支援センター(リカレント教育)

在学生・卒業生のキャリア教育の推進や就職支援、保健医療従事者の学び直しやスキルアップのための研修機能等を担う。

2

保健医療大学の「機能強化の基本方針」

(2) 大学院を設置し、高度・専門人材の育成を開始

- 令和10年4月を目途に、大学院修士課程を設置し、現在の学部教育を基礎とする領域（「看護領域」「栄養領域」「歯科衛生領域」「リハビリテーション領域」）を設置するとともに、学部教育を基礎としない（専門資格を必須としない）「ヘルスサイエンス領域」を設置し、保健医療分野のリーダー人材を育成。「ヘルスサイエンス領域」については、将来、発展的に改組し、「公衆衛生学修士（Master of Public Health）」の育成を目指す。
- 大学院修士課程設置後、適切な時期に、大学院博士課程を設置し、研究者・教育者等の育成を図る。

保健医療学研究科（名称は全て仮称）		修業年限	入学定員	収容定員
修士課程	保健医療イノベーション専攻	2年	10人	20人
	看護領域			
	栄養領域			
	歯科衛生領域			
	リハビリテーション領域			
	ヘルスサイエンス領域 ※公衆衛生学専攻設置後は廃止			
	公衆衛生学専攻 ←	2年	10人	20人
博士課程	保健医療イノベーション専攻	3年	5人	15人

3

保健医療大学の「機能強化の基本方針」

(3) 現在、幕張と仁戸名の2箇所に立地しているキャンパスを幕張に統合

- 幕張と仁戸名の2箇所に立地しているキャンパスを幕張に統合し、施設整備を進める。
- 老朽化が進む施設・設備の整備にあたっては、具体的な整備手法や整備スケジュール等のさらなる検討を進める。

(4) 公立大学法人を設立し、運営主体を県から公立大学法人に移行

令和10年4月を目途に公立大学法人を設立し、現在は県直営による運営を公立大学法人に移行できるよう、手続きを進める。

(5) 今後の想定スケジュール

令和10年度 大学院修士課程設置、公立大学法人設立・運営移行
 令和14年度 看護学科定員増、言語聴覚士養成課程設置
 大学院博士課程設置、大学院修士課程公衆衛生学専攻設置

※施設整備等のスケジュール

令和8年度～9年度 基本計画の策定、施設整備計画の策定
 令和9年度～10年度 施設整備に係る基本設計
 令和10年度～11年度 施設整備に係る実施設計
 令和11年度～ 施設整備に係る入札・契約手続き
 令和12年度～13年度 施設整備工事
 令和14年度 新施設供用開始

4